

糸満市地域公共交通計画策定支援業務仕様書

1. 業務名

糸満市地域公共交通計画策定支援業務

2. 業務の目的

糸満市の公共交通状況は、市南部と西部を結ぶ民営の循環線をはじめ、複数の路線バス、デマンドバス、タクシー等が運行し、市民生活を支えているが、乗務員の高齢化や人材不足などで公共交通の維持が懸念されている。一方で、急速な高齢化の進展や運転免許証返納者の増加等により、公共交通の充実を求める声が高まっている。

本業務は、今後の人口減少や高齢化社会を見据えつつ、市民・観光客等の移動需要に即し、持続可能な公共交通を構築することで、糸満市の活力の向上及び持続的発展に資することを目的として、「糸満市地域公共交通計画」を策定するものである。

3. 業務内容

(1.) 各種ニーズに関する調査

- ・市民・学生・観光客・企業・市関係各課等のニーズを詳細に把握することによって、ニーズに沿った計画とする。
- ・数多くの調査サンプルを回収するため、自治連絡員等と連携し、一定数以上の調査サンプルの回収を想定している。(先進事例及び近隣市町村の調査方法を参考に、有効な手法に変更可能。)
- ・パブリックコメントの実施支援をする。

(提案項目)

手法について提案する。単なるニーズの把握にとどまらず、公共交通への意識を醸成し、公共交通の利用者増加につながる手法の提案を求める。

(2) 地域公共交通の必要性ととりまく現状・役割と課題の把握

- ・糸満市の地域公共交通の必要性や公共交通のとりまく現状及び公共交通の役割と課題を整理し、議論の材料とする。また、糸満市地域公共交通網形成計画策定後の達成状況の分析を行う。

(提案項目)

手法について提案する。

(3) 地域の公共交通計画（案）のとりまとめ

- ・各種ニーズに関する調査や糸満市地域公共交通協議会での議論を踏まえ、具体的で実効性のある計画案を作成する。
- ・計画は中期（5年程度）のみならず、長期（10年程度）的な視点も盛り込むこと。
- ・生活交通確保維持改善計画の内容を含むものとする。

(提案項目)

「糸満市地域公共交通将来ネットワーク構想（プロポーザル用概要案）」を提案する。

内容は、糸満市地域公共交通網形成計画（令和2年2月策定）に基づき、①～③について盛り込むこと。

- ① 市の新たな公共交通の拠点の位置づけと、それに伴う市の交通網の再編
- ② 近隣市町との結節を強化する基幹軸
- ③ 市内の移動需要に対応する将来的に持続可能な支線

※1 糸満市地域公共交通計画は、調査・議論を踏まえ作成されていくものであり、提案を受けた概要案がそのまま計画に結びつくものではない。

※2 提案を受けた概要案については、全て、今後の糸満市の公共交通を検討するうえでの参考とするので、了承のうえ提案すること。

(4) 糸満市地域公共交通協議会の開催支援

・計画策定に向けた調査内容や、調査結果を受けて今後の交通体系の在り方を議論するための糸満市地域公共交通協議会を開催する。開催回数は4回を予定する。

※委員への報酬費は、糸満市地域公共交通協議会が予算を確保するので、見積もりに計上する必要はない。

4. 成果品

業務報告書：1部・・・・・・A4版ドッチファイル

計画書：60部・・・・・・A4版

計画概要書：60部・・・・・・A4版

電子データ：CD-R・・・・・・1部

5. 成果品提出期限

令和7年3月14日（金）

6. 成果品の帰属

本業務における成果はすべて糸満市地域公共交通協議会に帰属するものであり、糸満市地域公共交通協議会の許可なく複写、複製又は第3者に提供してはならない。

7. その他

- (1) 業務に関する調査及び計画検討については、糸満市地域公共交通協議会とその手法や内容について十分協議し、進めること。
- (2) 受託者は業務期間内において、関係資料の提出を発注者より求められたときは、それに応じるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、糸満市地域公共交通協議会と協議の上、その指示に従い業務を進めるとともに、糸満市地域公共交通協議会は業務期間中いつでも業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (4) 本業務の内容及び業務の遂行上知り得た秘密事項、個人情報糸満市地域公共交通協議会の承認を得ないで他に漏らし、又は、その他の目的に利用してはならない。